

質問書に対する回答

(件名) 長野自動車道 一本松トンネル補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	質問に対する回答11 No. 1	<p>「別添1「技術提案における施工条件書6/7仕様・形状」に示すとおり、形状の変更は不可です。」とのご回答をいただきましたが、「技術提案における施工条件書6/7仕様・形状」には「インバート現場打ちコンクリートから、プレキャスト製または部分非開削工法（曲線函体推進工法等）に変更する提案は可能とする。その場合は、設計図書に定めるインバートの形状・厚さを満足させること」とは、同頁記載の「インバートの形状・厚さは設計図書に定めるものとし、変更は不可とする」を指します。</p> <p>また、部分非開削工法を用いる場合、覆工受け台を推進反力として使用する必要がありますが、設計の形状では推進反力として使用することができません。もし、覆工受け台の形状変更が不可の場合、推進反力をどのようにお考えでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>別添1「技術提案における施工条件書6/7仕様・形状」に示す「インバート現場打ちコンクリートから、プレキャスト製または部分非開削工法（曲線函体推進工法等）に変更する提案は可能とする。その場合は、設計図書に定めるインバートの形状・厚さを満足させること」とは、同頁記載の「インバートの形状・厚さは設計図書に定めるものとし、変更は不可とする」を指します。</p> <p>また、部分非開削工法を用いる場合で、必要推進反力の確保を目的として、別途構築物や補強等が必要な場合は、貴社の技術提案にてご提案ください。</p> <p>技術提案の内容については、お答えできません。</p>
2	別添1 技術提案における施工条件書 (6/7) インバート本体 仕様・形状	「函体を用いた構造の部材間の連結条件を以下に定める。【軸方向】プレート及びボルト等の連結金具で連結し、隣接する部材間の段差は3cm以内とする。また、部材間の隙間には所定の強度を有した材料で充填を行い掘削底面を完全に覆うこと。」とありますが、函体を地中に存置する場合、プレート及びボルト等の連結金具で連結することは不可能ではないでしょうか。ご教示願います。	<p>部材間を連結する場合は、別添1「技術提案における施工条件書6/7仕様・形状」に示すとおりです。</p> <p>当該条件は、インバートに段差及び不連続性の発生を防止する目的で示した事例であり、プレート及びボルト等で連結する構造を指定するものではありません。</p> <p>貴社の技術提案にてご提案ください。</p>